

経営者協会通信

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



中小企業経営者協会

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階
TEL：045-988-5155／FAX：045-988-5165
<http://www.chukeirou.jp/>



厚生労働省より示された 労働時間を適正に把握するための ガイドライン

過重労働対策への関心が高まっていますが、そのもっとも基本となるのが労働時間の適正把握です。平成29年1月20日には厚生労働省より「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「新ガイドライン」という）が公開されました。今後、このガイドラインに基づき、労働基準監督署の監督指導等が行われることとなります。そこで、以下では新ガイドラインで注目すべき点を押えておきましょう。



1.新ガイドラインが出された背景

新ガイドラインは平成13年4月6日に出された通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」

（以下、「旧通達」という）を改定する形でまとめられています。今回の新ガイドラインが出された背景には、企業に対して改めて労働時間の管理をする責務があることを明らかにしたいというものがあります。

2.企業に求められる対応

新ガイドラインの大部分は旧通達の内容が維持されていますが、労働時間の把握方法については、より突っ込んだ内容が盛り込まれています。

①原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認して適正に記録すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

新ガイドラインでは、「パソコンの使用時間の記録」、つまり、いわゆるアクセスログ

が追加されており、これも客観的な記録となることが示されています。

②自己申告制の場合

やむを得ず自己申告制により労働時間の把握を行う場合には、実際に労働時間管理を行う上長に対して、この新ガイドラインの内容を説明することが求められています。これは今回、労働時間の適正な自己申告を担保するために、新しく追加された内容です。

この他に、自己申告により把握した労働時間が、実際の労働時間と合致しているかを確認し、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすることが求められています。最近では、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータが存在していることが多くありますが、そのような場合で、自己申告により把握した労働時間と、これらのデータで把握できる事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を行い、所要の労働時間の補正をすることとしています。

現在、36協定に上限時間を設けるといった検討も政府で行われており、企業はより一層の過重労働対策が求められています。この新ガイドラインの内容を理解し、労働時間の取扱いや労働時間の把握について問題となるようなことがないかを、見直しておきましょう。